『小右記』こぼれ話

『小右記』にみる朱器台盤と大饗・節供

渡邊 誠

- 台盤の使用はそれに限らない。 任後最初の正月大饗(初度大饗)での使用が強調されてきたが、朱器饗(以下、正月大饗)で毎回使用された。従来の研究では藤氏長者就の 藤氏長者が代々受け継ぐ朱器台盤は、藤氏長者が正月に行う大臣大
- いえども朱器台盤は使用せず、様器と机を用いた。② 正月大饗に対して略儀的な性格を持つ任大臣大饗では、藤氏長者と
- ていたと推定される。 質素に執り行った例外的 藤原忠平の正月大饗では様器を用いているが、それは御斎会期間中に 摘 頼 原道長が 通が万寿二 (一〇二五) 正月大饗における朱器台盤の確実な使用例の早い 彼は毎年恒例の正月大饗で使用していたことが分かる。 正月大饗における朱器台盤の使用は、 「大饗朱器」と表現していること、天慶六(九四三) な措置として特記されたものと考えられるこ 年に「大盤」(=台盤) かなり早くから行われ を使用した事例を指 ものとして、 また、 年の 藤原

- 4 藤氏 化があったわけではない。 なったためであり、 来から行われていた朱器台盤の使用という事実に注目が集まるように 他の公卿とで開催条件に違いがなくなったことを受けて、 条朝から姿を消 . 長者の行う正月大饗を特別視しようとする意識が働いた結果、 藤氏長者が大臣を代表して毎年行ってきた正月大饗が、 初任の翌年正月のみに限定されるようになり、 が院政期に登場するかのように見えたの 正月大饗の開催が大臣(または太政大臣および 藤氏長者が行う正月大饗の儀式内容そのものに変 は、 あらためて 藤氏長者と 摂関期に 後三 従 摂
- もその一例を除いて存在しない。 唯一の例外を除いて、正月大饗は一切行われなくなるため、朱器大饗⑤ 鎌倉期に入ると、建永元(一二〇六)年に摂政九条良経が実施した

以下、個々の事例はこの表を参照されたい)。 をベースに論じたものであった(その一覧表は拙稿Cに簡略化して掲載。 覧』を基礎に収集し、その他の管見に入った事例を加えて整理した史料 三号、二〇一一年)作成時に、主として『大日本史料』および『史料綜 川史学』第一五六号、二〇一〇年)、C「大臣大饗沿革考」(『史人』第 州史学』第一五六号、二〇一〇年)、C「大臣大饗沿革考」(『史人』第

を提供してくれるものであった。
点③として述べた朱器台盤の使用開始時期を考えるうえで、貴重な情報を利用し忘れていたことに気がついた。そしてそれは、特に拙稿Aで論しかしその後、朱器大饗を論じるに当たって『小右記』の重要な記事

代文化』第三六巻九号、一九八四年)においては、同様にa論文で落と使用していなかったが、b「藤氏長者継承方式の変遷と朱器台盤」(『古次氏もa「朱器台盤考」(『古代文化』第三五巻二号、一九八三年)ではその記事については、朱器台盤に関して先駆的な研究を行った岩井隆

る知見 して いた を十分に活 岩井氏は 堂 かすことができてい 記 論 抄 御堂関 | 構想に制約されて、それらの 白 記し ないように思われ 事例とともに利用 から して り得ら る。

の記事から考えられることを紹 筆者の事例活用に大きな不備があったことを 介してみたい 反 省

未記』 ベ 号、二〇一一年) た点であり、 饗の最後 きように思う。 ゟ 決してなかった。 思われるが、 期とも、 再 年 幕府 興というより あるも お さらに よび同十年の任大臣大饗を紹介している。 論攷と翻刻 の事例を長禄二 (一四五八) 将軍開催期」 その事例 鈴木道男「文政六年の任大臣大饗 の の、 両時期ともに、 拙稿Cにも が、 したがって、 は 拙稿Cで述べた大臣大饗の時代区 む しる、 江戸幕府第十一代将軍徳川家斉の文政六 将軍による朝廷儀礼の再興と理解されてい の事例として把握すべきものである。 (東北大学大学院 事 将軍による将軍のための儀礼として 例 「再興」された大臣大饗を公家が行うこと 収 集上 拙 稿Cで述べた通り、 年 \mathcal{O} Ġ 不備があった。それ 『国際文化研究科論 足 利義政の この 任内大臣大饗とし 分の第四 これらは朝廷儀 事例、 -堀田正敦の 室 は、 Ŕ 集 町 期に含め 二八二 時代の 一第十九 るよう 期 理 大 一解す 臣 [|] 癸 江 大

四日 絶 中 畢、 行事 Œ 匹 依 中本和「平安時代における儀式と身分秩序 行例両度 日 月・大臣家大饗事に ストリア』二五三、 十日・ 被 禁 古四 殺生 行 正 月・ |日左大臣 介 或 余日被」行」之、 也 時 野宮・ 大臣家大饗事にも 近 白 代無 九条殿〉」(〈〉 ! 「昨宣旨、二・三日間被」行、貞信公四日被「^{曜宮公}) 六一頁において、『新撰年中二〇一五年)六一頁において、『新撰年中 五日右大臣饗也、 -余日被 御斎会間用 が行、 とあることが紹介された 「新任大臣、 は割書、 若当 菜、 昭宣公三日間被ゝ行、民、明年正月必行ゝ之、 御 不以用 一大臣 以下同 斎会 之間 大饗を中 魚 じ とあ で行、 用 前 Þ, 心に ŋ,

> 老云、 略 っていたことが知られる。 お、 ところで、 経 そ (または母后) 巻八四 が れを踏襲しているが、 昨 昭宣公於一堀河院 正月大饗を二日ない 宣 旧 [稿で 旨 本稿の趣旨とは直接には関係しない余談だが、 を西 **糺弾雑事**・ 採り上げなかっ に対する朝覲行幸の 本 昌 弘校訂 被分行 告言三 この変化は、 「昭宣公 し三日に行い、 本で た藤原基経の 大饗 之日」 審誣告等事 は 依 の誤写であろう)。ここから、 有無と関係してい 主として正 宣旨 忠平の時には式日が 大饗の 云々という記事が (国史大系六八八頁) の 事 月三日に行 が例とし ると思 て、 中本論 四 わ わ 中 れる。 政 れ 日 文 た上 事 本 は 要

皇

な

基

0

5 て負担する互助的かつ義務的な奉仕が、 統 化した公卿―殿上人―諸大夫という身分で構成された身分集団は 摂関であったことも勘案すれば、 あ勤 そらく「巡」) うとするものであった。 い 大臣大饗のなかでの昇殿制に基づく身分秩序の位置づけを明ら った。 たが、 率されており、 める諸大夫の奉仕も、 拙 裏方の給仕役である殿上人・ 稿B七九・八七頁で述べたように、 今、 諸大夫に大饗への奉仕を催促したのが主催 この課題に対して私見を述べれば、 で勤める その集団内で、 「役」としての その身分に付帯する宮廷社会の 拙稿Bは、 それぞれの身分に見合った 天皇との関係性の親疎を昇 諸大夫の位置づけはほとんど捨 大臣大饗の本質的意義を問う目 「訪」で賄われ 殿上人饗は大中納言が交替 や摂関による催 次のようになろう。 者の大臣家で ており、 殿 「役」とし 給仕 の 制 かにしよ で序 摂 は 負 った 関に なく 担

から であるとい したがっ 勧盃が ることを意味 ぁ て、 , う評 対 る する労い 大饗に殿上 (中本前掲論文五九頁) 価 は しない。 ・であ 正 規 人 ŋ, の 饗宴が参加 参列者 諸大夫が 決して主催者の大臣 が者の が奉仕し、 は といっても、 言えても、 序列や身 殿上人には それ その 一が直 分 編 は 周 成 接 を表 彼らを編 辺 終 の 役 盤 象す 間 \mathcal{O} 主 á 闡 成 奉

場

仕

集団独自の

論理

で自律的に機能していたとみることができる。

的奉仕としての義務的扶助によって裏支えされていたという、 大饗のような官司の儀礼であっても、 係までそうした画 社会を根底で支える社会的関係性にこそ、 こうした貴族社会構成員それぞれの身分に付帯する共同体 的な観点で把握できるも 官司秩序のみで開催されているわ 注目すべきであろう。 のでは むしろ、 平安貴族 大臣

る義務的奉仕という視点が必要であることを示している。 関 係の表現形態として論じているが(「平安時代における国家・社会編成の転 な関係として理解するだけではなく、 『日本中世の黎明』京都大学学術出版会、二〇〇一年、 紅会の 大臣大饗の事例は、 については、 「役」 | を奉仕者と奉仕対象との上下関係に基づく個 佐藤泰弘氏が多元的に展開する 共同体に対してその構成員が負担す 初出は一九九五 召-仕

頁

諸役の奉仕がうかがえる。 のうち弁・少納言座に酒を給した二人は近衛少将であり、 いて殿上人か否かを区別しないが、『江家次第』は殿上人二人 ようになるという変化は確かに認められるが 世紀に垣下親王が主人とともに担った勧盃も親王不参加によって殿上人が担う 大臣大饗への殿上人・諸大夫の参加について、 の給酒)・地下二人(外記・史座 史に酒を給している。 五巡の後に 公卿が行うべきもので非例とされたが、 『江家次第』と基本的に同じとみてよい。 尊者の禄の授受を諸大夫が行っている 天慶八 「禄使」 (接待役) (九四五) 録事は『西宮記』『北山抄』では四位・五位とのみ書 (録事) 大臣大饗の基本的な形態はこの頃すでにできている の役割の代替であって饗応対象ではない。 年正月五日条にあるように、 0) への給酒)とする。『九条殿記』の 「大夫」(四位・五位) が弁・少納言・外記 (『北山抄』拾遺雑抄上)、 かえってここから諸大夫による 中本氏が論じるように、 (『西宮記』)。これは、 加えて、 殿上人の可能性が高 先の天慶八年の大 親王の勧盃とは別 (弁・少納言座 禄使 それは 本来は また、 _ O

> 下僚に振る舞うことを勅許するという意味であり ジュメ)。 社会関係が摂関期と院政期とで根本的に変化したと見なせる事実の指摘なくし 奉仕)のあり方が異なる可能性を指摘するが 大饗では朝廷から禄を賜う」とした 饗禄勅許を大饗の禄物の朝廷からの支出の勅許と解したことによる また、 『類聚三代格』 それを反映する儀礼のあり方に変化があったと論じることはできない。 史料の有無をもってそのように論じるのは不適切である。 朝廷 中本氏は、 拙稿Bで太政官厨家かと推測した大饗の禄の財源を中本氏は しかし、 (天皇) による禄物賜与を意味するものではない 昌泰三 饗禄勅許とは、 摂関期と院政期について、 〔九〇〇] 焼尾荒鎮禁令の対象である饗と禄を大臣が 年四月廿五日官符の (前掲論文四四頁)。それは、 (五九頁)、史料的な制約が大き 殿上人・諸大夫の座 (拙稿B八○頁、 饗禄」 任大臣大饗 の用例も 「任大臣

当 — たが 行われてい 愚抄』)の準備に関するもので、そのなかにみられる先例は長和 関白・氏長者を宣下された九条尚経が翌年正月一日に行った奏慶(『続史 儀 も朱器渡りは記載がない。 も今のところ知られておらず、 鎌倉後期以降の例を参照していない。 保安・文治・安貞・寛喜・文永および藤原忠実の例 行われた可能性がある。 .賀次第に 以上の他、 という記事があり、 氏院吉書等覧儀幷仰 (本稿後掲の表も同様)、 たか否か明瞭でない。 「次覧 『後慈眼院殿雑筆』 政所吉書、 「略」之」が別当補任以下を指すなら、 所々司 そのため、 しかし、この拝賀次第は同年六月二十九日に 参考までに提示しておく。 ここに記載され 覧了渡目録、 文亀元 事等今般可略」之、可以 同日の吉書御覧を記す 近い年代に朱器の存在を示す史料 旧 (一五〇一) 年十二月廿五 稿では事例として採録しなか 渡 た内容が同時代に 長者印・ (長治カ) であり、 『元長卿記』に 朱器 節会方之 朱器渡り ・承保 実際に 日関白 補 別

は

* *

*

係記事がある。 さて、 本題である朱器大饗に話を戻すと、 _ 小右記』 には、 次の一 件 0

[史料①] 早朝從」内罷出 永延元 三 摂政殿二、[___]大饗 (藤原兼家) 八七)年正月十九日条 大饗〈用 朱器大盤二〉、

摂政来月九日可ゝ被ゝ行 (糜原道長) (史料②】長和五(一〇一 御 故産用 原実療品様器一如り 殿御記聊出、 々々云、 -如:大饗:事上、西対庇為:公卿座二、見 如三承平六年 被一行一庇饗 、付二資平」奉立之、屯鑒、門、元二 「(秦原)」と「日記4者、(今回、欲2見4貞信公拝¬給太政大臣| 之日記4者、(今下)「元饗| 〔被〕」用1様器| 歟、以15朱器: 用15大響「大方11庇饗| 〔被〕」用16株器| 欺、以15朱器: 、故殿十可2依2彼、但用2庇饗者不2可2用15朱器: 、時日大政 何、 可」依」彼、 六 大饗、 年三月三 其事卿相鬱」之、 日 器:、亦見::故殿拝給之||之日記::者、今朝彼年||之日記::者、今朝彼年||宋聖/共 故大入道殿摂政始(藤原兼家) 昨日大略申三摂政 故殿未」度二朱 被

の記事は、 藤氏長者となってから初めて行った正月大饗 確実に朱器台盤を使用した大饗の初見例である 科団は、 拙稿Aで指摘した万寿二(一○二五) 兼家は 藤原兼家が前年の寛和二(九八六)年六月二十四日に 「朱器大盤」を使用したことが明記されている。こ (母屋 年の 藤原頼 大饗) 通の の記事であ 例を 摂 政

第饗宴を指す)という藤原実資の報告を受けて「庇饗」を催す計画を立 事」を行ったことが 兼家の故事に倣って「庇饗」を催そうとした記事である。 原兼家が摂政に就任した際、 次に、史料②は、 ある 長和五年正月二十九日に摂政となった藤原道長が、 **工本紀略**』 西対の庇に公卿座を設けて「如 寛 和 一年九月二日条にみえる摂政 この記事では 二大饗

> 饗(承平六〔九三六〕年八月十九日) て庇を用いて行う任大臣大饗を言い、 てた藤原道 (康保四〔九六七〕年十二月十三日) がともに様器を用いて行われたこ 稿Aで確認した通りであり、この記事でも、 と言っている。 庇饗」とは、 長の、 母屋で行う正月大饗に対して、その略儀的な儀式とし 大饗における朱器使用についての認識が見て 任大臣大饗においては様器と机が用いられたことは 道長は および藤原実頼の任太政 用 藤原忠平の任太政大臣大 | 庇饗者不」可」用 大臣大饗 取 れ る。

拙

とを実資が確認している。

ている。 行 器台盤を受領していなかったために、それを用いない庇饗の形 同様の立場にあった寛和二年時の兼家の場合は、 は上述の通り、 いるのが慣例であった。 その一方で道長は「以二朱器 ったのではないかと考え、忠平の先例を調査した。 道長は自らの立場を、 藤氏長者といえども任大臣大饗は庇饗であ 大饗では朱器を用いるべき存在と認識し、 用 大饗 之人、 用 摂政就任後しばらく朱 様器 しかし、 如 何一 ŋ, その結果 様器を用 とも言っ で饗宴を

用いたのでは」(受領後であれば任大臣大饗でも藤氏長者なら朱器を用いる母 屋 領後であれば庇饗にも朱器を用いる) ちに庇饗 生じる。 では前文の「庇饗には朱器を用いるべきではない」という道長の認識と齟 大日本古記録本では、この箇所の読点は 「庇饗では様器を用いていた」という意味で解釈したものと思われるが、それ 「大饗であるべき)と道長は考えたが、 様器」と読点を振り、 庇饗という理解を基礎において、「兼家はいまだに朱器を渡されていないう 「検器歟」「付資平奉之、庇饗用様器」と振られている。これは、 そこで本稿では、 (任摂政大饗の如き饗宴) を行ったので、様器を用いた」(しかし受 「朱器が渡る前だったので庇饗として開催して様器を 「故殿未度朱器之間、 のではないかと道長は考えたが、 忠平の任太政大臣大饗も 「故殿未度朱器之間被行庇 被行庇饗 [被] 用様器」 庇 任大臣大饗

た記事であるから、 たという実資の教示を受けて、 この記事は兼家の饗宴が ていた」(朱器台盤を用いる母屋大饗ではなかった)という意味で 問題の力点は庇饗として開催すべきか否かにこそあるとみ 道長が自身の饗をどのように行うべきか調査し 「西対庇為:公卿座:」というものであっ

考えられる。 考えたほどであるから、当然、正月大饗では朱器を使用したはずだとい 譲る前の正月二十七日に開催した正月大饗では、 うことであり、 ここから指摘できるのは、 任大臣大饗すら様器を用いる庇饗では不適当ではない 翌年の寛仁元(一〇一七)年、三月に藤氏長者を頼通に まず、 「以三朱器 用 朱器台盤を使用したと |大饗||之人| と自 認 ط 7

道

すなわち、 言っているが、これは前任の藤氏長者である藤原頼忠が、 ており、さらにその先例を忠平に求め、 て朱器を使用すべき存在だったのである。 また、この記事では兼家について「摂政始……未 そして、 道長は、 道長・実資にとって、忠平 兼家も「以 朱器 用 実資も実頼に先例を求めている。 実頼・兼家は、 大饗 之人」に当たるとみなし 皮度 正月大饗におい 朱器 兼家の 之間 摂 政 لح 就

前 受が遅れたと道長は考えているのである。すなわち、 任後もしばらく氏長者の権限を行使していた事実を踏まえたもの 兼家が受領する以前の朱器台盤は、 れて積極的に藤氏長者を象徴するものとなり伝家の重宝となったのは、 岩井隆次氏は、 『朱器台盤考』に記したように恐らくそれ程古くはなく、 初出は一九七二年〕二四四頁)、そのために兼家への朱器台盤の授 「藤氏長者と渡領」〔『平安貴族社会の研究』 吉川弘文館、 史料①②の事例も加えて藤氏長者の継承を論じたり (朱器台盤-引用者) 頼忠の手もとにあったことになる。 が正月大饗の際に大々的に用 道長の認識では、 大体この 一九七

> 兼家の 性を指摘でき、 大臣大饗における朱器台盤の使用が、 「頃から」(二〇~二一頁)と述べている。 拙稿A論点③の補強となる。 遅くとも忠平の しかし、 時 史料②からは、 代まで遡る可

ばならない。 すでに朱器台盤は氏長者の地位を象徴する性格を獲得していると言わ 長者の交替にともなって授受されたこともうかがえるから、 また、 朱器台盤は忠平から実頼へ、 あるいは頼忠から兼家へと、 う頃から

は必要であろうから、 ではないにしても、 盤を交替時に運び出し、その授受を吉書儀礼等とともに行うという形式 れている。抄出本であるため記述が簡略的すぎて詳しいことは分からな 渡されたと思われ、 道長のもとに「持コ参朱器台盤等」」とある。 しているが 岩井氏はa論文において朱器台盤渡りの儀を師実の時に始まっ 兼の薨去を受けて大納言から右大臣に昇り、 後世のように特定の場所 『御堂御記抄』長徳元 (九九五) 朱器台盤の授受に際して藤氏長者による実物 同廿七日に氏印の始用や吉書御覧などの儀礼が行わ 類似の儀礼はすでに存在したのではないだろうか (東三条第・鴨院) この時、 年六月十九日条には、 同時に藤氏長者となっ に格納された朱器台 氏印 (長者印) たとも

就任した長徳元 と様器のどちらを用いたものであるべきか疑問を呈していることである。 らためて摂政就任時に、 Ŧī. 「庇饗」として任大臣大饗を行った経験があり、 道長が朱器台盤を受領したのは、 ところで、 (一〇一七)年より以前に、 史料②には、 (九九五) 以 年六月十九日の当日である。 若干気になる問題がある。 朱器 道長は藤氏長者の立場で、 用 上記のように、 大饗・之人」の任大臣大饗は朱器 それにも関わらず、 右大臣と藤氏長者に そして同日、 様器を用 は、この いる 道

則を知っていたはずなのに、 長者といえども任大臣大饗は朱器を使用しない庇饗として行うという原 長は任右大臣大饗を行ったが、その大饗は であり、 朱器台盤は使用していない。 である。 『小右記』によれば したがって、 道長は、 「廂饗如 藤氏

器台盤を使用していなかったことになる うことである。その場合、道長は藤氏長者となった翌年から毎年のよう としてそれを受け継いだだけでは得られず、さらに道長の場合は摂政と に太政官の首班として正月大饗を開催しているが、 無を確認することはできない)。 いう地位に就いたことで初めて、有資格者となったのではないか、 そこで考えられるのは、朱器を大饗で使用する資格は、 (史料的に朱器台盤の使用の有 摂政になるまでは朱 単に藤氏 とい 長者

器台盤を用いるとしている。このことからすれば、やはり上記のような での期間を見ても、天暦五(九五一)年から康保四(九六七)年まで、 解釈は穿ちすぎであろう。 大饗用□朱器台盤□」とあり、 れば、「一大臣」という表現にはならないと思われるからである。 大臣となって行った天禄元(九七○)年の正月大饗から使い始めたとす 行っている。もしこの時、 |時首席の大臣で藤氏長者であった藤原実頼が左大臣として正月大饗を とは言え、『西宮記』恒例第一・正月・臣家大饗には 記主の源高明が公卿となってから死去するま 実頼が朱器台盤を使用しておらず、 摂関や太政大臣に限らない 「一大臣」 「藤氏ノーノ 摂政太政 が朱 大臣

 \mathcal{O}

器大饗を行ったのである。 弟の教通に藤氏長者を譲った。 関白藤原頼通は、 「今日左大臣二条亭有::大饗; 〈用::朱器;〉」とあるのが、それである〇六六)年正月廿二日条(『古事類苑』歳時部八・摂関大臣正月大饗) 器を用いたことが確認できる。 実例でも、 康平七(一〇六四)年末に関白の地位を保ったまま、 摂関・太政大臣の地位にない大臣が正月大饗に朱 このことから、 これを受けて教通は、 『記録部類 特別な大臣でなくとも、 臣下大饗』不知記治曆二(一 左大臣の地位で朱 それである。 に

> 長者であ れば朱器を用いたことが判明する。

問題としたのは、 とみなしてよいならば、その頃からすでに、 のではないかと考えたため、 地位に相応しい大饗のあり方が、一般の大臣とは別のかたちで存在する したがって、上記のように、遅くとも忠平まで朱器台盤の使用が遡る 道長が長和五年に特に任大臣大饗における朱器・様器の使用 「摂政」(あるいは祖先の「太政大臣」)という特別な と理解しておくのが穏当であろう。 藤氏長者は毎 \mathcal{O} 是非

伝家の重宝たる朱器台盤を用いる理由は何なのであろうか。 班として朱器台盤を用いた正月大饗を開催していたと考えられる。 それでは、藤氏長者が 「一大臣」として開催する正月大饗におい

で使用されるようになる理由としては弱いように思われてならない。 由来だけでは、それが大臣大饗という太政官官人を饗応する儀礼のなか であるというが、 此器「也」とある。朱器台盤は摂関家発展の礎を築いた藤原冬嗣の 閑院左大臣冬嗣公御物、 問題を考えるためには、 『江家次第』巻二・正月・大臣家大饗・裏書には 藤原氏の氏族内においてこそ権威を持ち得るこうした 在 少し視点を変えた検討が必要になるだろう。 □勧学院□、長者初任之時渡□之、 「藤氏長者朱器台 正月大 饗用 御

(164)

*

とは異なる「朱器」の存在に気がつく。 『小右記』 を通覧していくと、 藤氏長者累代の重宝としての

被5奉二太上天皇尊号【史料③】永観二(九八四)年 年九月九日条 事 付 供 御 節供 (『御脱屣記』 事・ 被 献 右記逸文 御釼於春宮

九 月

丙辰、

伝聞、

別

納

蔵 人所衆伝取 似出之、 丽 事 依 爾軍率 用 様 器 又付 御 膳宿

史料④ 寬弘二 (一○○五) 年十二月十七日 条

之所 下物度、只持」盤者、 ……今日初出-御南殿 最初下器内竪等渡 〈東中門内〉、 但以」東為」西、 ·器還渡、 其二…… 而内竪等確執不」向、 之日、 甚奇恠也、 南庭就 同三大宮院三、 仍参入、諸卿同 東階 仍自 旬儀如 均 階下 諸卿示言 再三仰遣纔向、 密々持□向朱器□、 参入 事由、 抑有一失錯事 〈悉参〉、 遣→頒索餅 内竪等存 如 此間 紫震 其

(史料⑤) 寛仁元 (一〇一七) 年十一月廿二 一日条

数多雑人、走→昇殿上、 今日新嘗会、……左大弁云、 又無 御 殿油 仍召 曳┐落御帳帷・壁代□、 内竪一令」乗り 五節拝了、 ~燭者、 還昇之間、 軽々多端、 執喫盈満、 指」笠布衣者及 悉取 朱 加

史料 6 長元五 年正月十二日条

本宣旨、頭弁伝□宣旨已彼弁送」之者〉、示→仰可」奏之由:了、……左少弁経長持=来中原祐任申請被、覆勘二造→進朱器→文→ 何 進

器朱盤、 そこで臣下に索餅を賜う際に おいて、 史料④⑤は宮廷儀礼で「朱器」が使われた事例である 料金は、 巻六・四月・二孟旬儀に「索餅下器」として「内竪四人各取下 一条天皇が初めて南殿に出御した臨時旬に関する記事であり、 各居、朱垸四口」とあるように、朱塗りの盤と垸がセットに 寛弘二年十一月の内裏焼亡により里内裏とした東三条第に 「朱器」が使用されている。 これは、『江家

なるもの

であった。

史料④では初め、

内竪が盤のみを持ち、

垸の

「朱

器」を持っていなかったことが 「奇恠」とされているのである。

ある。 して、 て、 十一月・新嘗会装束には、親王・公卿の座の前に弁備される饗饌につい 器が供されていたのである。『江家次第』巻一・正月・元日宴会や巻十・ に供された饗饌に群がり、「悉取 節会では、 「其雑器、 史料⑤は新嘗会 「朱漆垸」)。また、『延喜式』巻三二・大膳上・新嘗祭・宴会雑給に 「以二七寸朱漆盤・盛…菓子二」とある また複座するが、その間に雑人らが大挙して殿上に昇り、 親王已下三位已上朱漆、 五節舞姫の舞が終わると、 (豊明節会) における雑人の狼藉を記している。 朱器 四位已下五位已上烏漆 内弁以下の王卿が殿を下りて拝 」ったという。 (巻二・正月・七日節会装束で 公卿の饗饌に朱 并土器」と 豊

は

座朱器饗卅三前 方案主勤として、 抄』一・承元二(一二〇八)年二月日勘列見定考所々饗饌輩注文に外記 宮廷での朱器使用の がみえる。 上卿・納言 類例として他には列見定考の饗があり、 参議 弁・少 (納言・上官に供される 『続左丞

ので、 蔵人所被官の内竪所が担ったと考えられる。 も、「下器」と呼ばれる朱器を渡す役は内竪が勤めており、 人名辞典—長保二年—』〔髙科書店、一九九三年〕三八二頁)。 史料⑥は、 それを申請した中原祐任は内竪頭と思われる 以上のような宮廷儀礼で使用される朱器の造進に関 (槙野廣造編 朱器の管理は 史料④で わるも 『平安

を分かち下すものであったことが分かる。 日条から、 しもの、 また、史料④において、 天皇から下げ渡す物)とされており、 天皇の食膳調進を掌る内膳司が儲けるか、 旬儀で臣下に提供された索餅 『小右記』長元二 または天皇の御料 は 〒 物 一四月 (おろ

おける「下 「下物」について最近、 物 を包括的に論じた芳之内圭 天皇御膳を殿上で賜う「殿上台盤」 「日中行事 『殿上台盤事』につい を中心に宮廷に

(『ヒストリア』 第 兀 1七号、 $\bar{\circ}$ <u>一</u>四 年) が 出 た。 あわせて参照されたい。

史料③末尾に「又付 では内蔵寮が設けた酒肴が振る舞われた。 衆の手で上皇に重 進した功で遷任を求める康和二 (一一〇〇) 年七月二十 と言うことができよう。 ことを意味するであろう。 飯が下物として殿上の「昼大盤」 たもので 多天皇が民間で行われていたものを宮廷の歳事として積極的に取り入 『日本紀 かりの円融上 で倒壊したことが、 する饗膳具として利用された朱器は、 や『江家次第』によれば、 、上の事例に対し、 لح その朱器殿は、 天皇に 『侍中群要』 (『宇多天皇御記』 その 。 の 寛仁四 内竪 節供を供する際にも、 皇の院御所 際には「朱器」 一陽の節供が供された記事である。 所 一御膳宿こ」とあるのは、 巻 四 (-0.10)『大内裏図考証』によれば春興殿 また が管理 史料③はやや趣きが異なり、 その保管場所と考えられるのが 『朝野群載』巻九・ (堀河院) 大 寛平二〔八九〇〕 、盤間事にあるのと同 七月七日には内膳司が節供を供 年七月廿二日条に他 に下されるとき、 を用いるのが先例であったという。 宮廷 朱器が使われたであろう。 において、 儀 天皇の 礼に それが院御所でも同様に行 お 天皇に供される朝御膳の 功労に朱器殿その 御物としての性 V 年二月卅日条)、 て天皇 別 自 様、 このような節 納所から院の蔵 花山天皇に譲 Ô の殿舎とともに大 御膳宿 臣下に下賜 から 東南にあった。 三日の 「朱器殿 の 申文がみ 格 下 所下遣 なお、 『西宮 他を造 を持 供 位 賜 殿上 いは宇 した 人所 した 物 御 お わ n .. つ

同 様に ような節供は摂関家でも行 朱器を用いるとされてい して実は、 執政所抄』では他に、 節供で供される殿下 このうち殿下料に、 三月三日 わ ・料と北 る。 'n 九 ||執 朱器を用いるとある 月 政所料の 九 政 五月五日 日 所抄』 の 内容が 節 日 供 上 の記述 七月七 詳 正 しく記さ 月 は 犯 カ 日 御 なり省 の節 政 節 所 ħ 供 て 事

> 朱器を用いたであろう 略されてい て器に関 ずる 記 述 が な V が、 の 節 供でもおそらく殿

年正月 節供事 できる。 たことを受け、 を義絶し、 朱器節供」 実例では、 年五月五日条の関白教実の節供で、 〈初度〉」 『玉蘂』 日条の 氏長者と朱器台盤等 の事例がある。 久安六 (一一 翌仁平元 関白近衛基通の節 0) 嘉禎二 (一二三六) 例があり、 <u>一</u> 五 五. 0 他にも の重宝を召し上げて左大臣 年九月二十 供、 年正月一日条にも、 『猪 年正 『桐院教実公記』 ともに朱器を用い 熊関 月一日に頼長が行っ -六日に 白記 建久八 藤 原 貞 忠 摂政九条道家の 1の頼 永元 たことが確認 実 が 摂 九七) 付し 忠

様に 白記 替時に あったことが知られ 者累代の重宝としての朱器には、 に氏長者となった近衛基平の『執柄初任間事』(大日本古記録 (一五八) 『中右記』 「大饗朱器目六」「節供朱器目六」各一 所収) 通 .渡される朱器の目録は1 御節供朱器、 嘉保元 ゃ 年八月十一日条によれば、 『勘仲記』正応二 (一二八九) (一〇九四) 籠二一懸紙二〉」であり、 一通あった。 「大饗朱器」 年三 一月十一日 「朱器目録文 その 通とする。 とともに、 内訳は、 年四月廿 条によれ 文永四 (一二六七) ここから、 『兵範 通 ば、 一日条でも、 節 記 『深心 大饗朱器 藤 供朱器」 氏 藤氏長 保元三 長者 同

実から 遅くとも師実の代には節供朱器が存在したことは間違いない。 そのような形態がいつまで遡るか史料的には不明だが、 師通に渡された朱器の目録が後世と同じく二通であることから、 嘉 保 元 年に

家司二人が加署し、 月 + 中右記』 (摂関家領を地子所が新任の藤氏長者に奉渡する荘牧の目 新成文書三 一日条にあることからうかがえるように、 嘉保元年三月十一日条には庄々送文 通 「朱器渡文」 と言 っている。 には加署しない ここに言う 新任長者 لح 新 通と朱器等目 『兵範記』 成」とは、 の 譲 保 庄 渡 完三 の 牧

を

在したのではないかと思われる。 保二年の教通から師実への藤氏長者交替の時点で、 ることからすれば、 ものであり、 朱器大盤物数」にみえる「入・朱器 承保二(一○七五)年十月二日条にみえる「朱器長櫃」も四合であ 渡さ れる荘牧・朱器台盤の目 朱器が新調されたわけではない。むしろ、嘉保元年時点の 朱器の数量に大きな違いはないとみられるから、 録が新たに作成されることを意味する 例長櫃」が四合であり、『水左 すでに節供朱器も 承

える。 可 長和元 皇の例の他、 とあって、 ように、 院政期の事例だが、 能 饗膳具として使用した節供朱器も、 家中節供」を行っていることから知られる(『後二条師通記』)。 上述のように節供そのものは摂関期には存在し、『小右記』にも円融 性を示唆するものであ 『御堂関白記』長和五 摂関 平安貴族社会では広く節供行事が行われており、藤氏長者がそ 朱器の種類を記していることは、 (藤氏長者)・院・后宮などの他、 天元五 (九八二) 年九月九日の左大臣藤原道長・尚侍威子の節供がみ 寛治六 (一〇九一) (一〇一六) 年七月廿一日条に「大饗朱器」 年五月五日に内膳司が供した宮中の節供、 摂関期に遡って存在した可能性が 年五月五日に内大臣藤原師 それ以外の朱器が存在する 公卿も節供を行ったことは、 この 通が

器を取り出させたことを記している。 たことと関連するのではないだろうか の記 の節目に当たるから、 事は、 御門第になく、 より先、 大饗朱器を納めていた土 道長が七月五日に土御門第から一条院別納に移ってい 被災を免れたと考えることもできよう それに使用するために節供朱器は持ち出され そのなかに節供朱器がみえない (『御堂関白記』)。 御門第が火災に遭い、 その二日後は 急遽、 0) 朱

成立過程と藤原摂関家 ・摂関家の節供で朱器が用いられたことは、 -節目行事を中心に―」 鈴木聡子 (『國學院大學伝統文化リサ 「中世 春日社 ф <u>/</u>ーチ 0

> この時、 り、 用したわけではない。『執政所抄』によれば、 え、 ることとする)が節日行事に移ったと論じた。 したとみたうえで、 その初見が『執政所抄』であることから、 センター研究紀要』第一号、二〇〇九年)ですでに指摘されている。 に遡って存在したのは確実であり、 大饗朱器と節供朱器は別々のセットなので、 正月大饗から節供への移行を論じることはできない 太政官官人を饗応する大饗と同様な意味をそこに見出すことも不適切であ 正月大饗の役割(鈴木氏は氏長者の位置づけと公卿の和合結束を固め 毎年の正月大饗が院政期からなくなることと関連づけて、 また同じく藤氏長者の伝家の重宝とは言 節供での朱器使用を藤原忠実が開始 節供は家司が勤仕するものだか しかし、 大饗で用いる朱器を節供に流 節供朱器が忠実より以

前

ないか、という発想に行き着く。 としての朱器になぞらえられたものであり、 すると、 宮中で使用される朱器が天皇の御物の性格を有すると思われることから 割と合わせて考えれば、 氏長者をして天皇・上皇に準じるものとする特別な意味があったのでは らこそ、 ゆえに、 とができよう。 る台閣首班たることを期待される地位を表象するものであったと言うこ 節供に 藤氏長者が継承する伝家の重宝としての朱器も、天皇家の御 朱器は藤氏長者を象徴する重宝となったと考えられるのである 朱器を受け継ぐことができ、 お け る朱器 藤原氏はそうした特別な役割を期待される家門であるが \mathcal{O} 使 角 藤氏長者が伝えた朱器は、 が藤氏長者と上皇とで共通すること、 すなわち、 そうした地位を表象する什器だか それを使用することは、 代々の藤氏長者が担った役 天皇を補佐し教導す およ

* *

*

藤 同 氏長者が正月大饗に使用する台盤が朱塗りだったことは 様なことは、 朱器のみならず、 台盤についても言える 春 除 目

抄

少納言料 朱漆八尺台盤」 背文書 0 尊 者 「朱漆四尺台盤」 一人料として「朱漆三 が 二 大饗雑 一脚であった。 事」 はそれぞれ (図 書寮叢 尺台盤 + 刊 脚 兀 九 と四 脚があり、 條 家本除目 脚、 そして上官 公卿 料と弁 下 カコ 料 0 6

> た 原 自

供御料 は 脚に当たるわけである。 朱漆台盤 喜内膳司式には、 た 御厨子 したことが 明らかにしているが、 (「古代天皇の食事と贄」 二〇〇八年、 朱漆器 諸 雑器 (膳御膳) 節通用」 ,所が調備する朝干 内 一面が、 |膳司 では 製造に必要な料物と功人の人数が列記されている。 ともある。 が調 は十世紀初頭から形骸化が始まり、 「日供」 初 同じく御供料の 朱漆台盤四 中 出は二〇〇四年])。 群 |備して天皇が食す朝夕御膳では 要 『延喜式』 朝夕御膳はその後も儀礼的な食事として存続し すなわち毎日の朝夕御膳に用いる「御大盤 「節会 巻三から知られ、 飯御膳に取って代わられることを佐藤 『平安時代の 面 〈二面尋常料、 (諸節) 巻十七・内匠寮には、 「朱漆椀五 料」と区別された「尋常料 天皇と官 『延喜式』 口」などについて、 二面節会料〉」 僚 天皇の実質的 御 制 巻三九 大盤」 台盤を含む 東京 とある。 · 内 大学出 朝夕御 全敏氏 脚 な食事 膳 これ 司 を Ø 版 日 延 使

> 三 が

れる。そして、 東宮各三口」ともあり、 また、 先 0 延喜内膳司 朱漆台盤も同 式 中宮と東宮の 供御 様に使用された。 料雑器の 供御にも 朱 朱器を用い 漆 椀 五. 旦 たことが に は 中 知 宮 5

饌に朱漆台盤を使用している(ただし、 条には 記によれば 藤原穏子 泉院 産部類記』二・村上天皇・延喜御記・延 「此日中宮七日 元年 の御産 九 膳器は銀 条殿 甪 朱漆、 記 (寛明親 (器・様器を使用)。 天 也 此度以三 暦 王=朱雀天皇降誕) 仰 四 内 九 榎木 膳 五. 剖 0 『御産部類 作」之)」 令が供 類例として、 年 閏 御饌 長四 における七 五. とあ 記 月 (九二六) 五. り、 『御産部類記』 〈調供事 日 条に 朱雀院 夜 延長元年 の内 同三去 年六 ŧ |膳司 此 \dot{o} 延 元年 月 喜 御 皇 H 八

> 饗に「朱漆台盤二脚」 た秀仁親王 寛喜三 (一二三一) 年四月廿五日条では、 によれば、 自二中宮二 (太皇太后穏子) みえ、 画 斎院司には、 朱漆器 安子が憲平 このように后宮・ 産養では、 が含まれていた。 がみえることから、 同巻十 の垸・大盤 立太子に際して勅使から給わった御器のなかに (後の四 産 親王 男女房饗に朱台盤が用いら 餉 七・内匠寮の賀茂初斎并野宮装束にも三尺の 斎王定畢所請雑物の膳器のなかに「三尺朱漆台盤三 (冷泉天 東宮に 条天皇、 が使用されている。また、『延喜式』巻六・ その翌日の 小 有 斎院でも使用されたことが分かる。 おいて朱漆台盤 皇 盤を台盤所と殿上侍に給したこともみえる。 勇 立太子は十月)の親王家所始における公卿 女房饗 を出産した際に太皇太后 本家調食には、 っれた。 が使用されたほか、 四月十一日に親王宣 苚 朱 そして、 台盤 男房・ 穏子 とあ 司 女 七月廿 「朱御台盤 房 から \mathcal{O} 下を受け 神祇六 ため 送ら 漆 [経記] 三月 台 前

れ 一 · 七 たが、 会料」 6 台 とからすると、 ることになってい ものとあった。 天皇の配偶者、 ところで、 れ 盤 以上のように、 る。 脚 御 日 天皇と特に近しい皇族が用いるものであったということであろう。 一脚が延喜 の朱漆台盤があり、 が立 帳 節会装束、 台 また、 内の天皇の御座の南および 盤に関しても てられ、 先の延喜内膳司式・供御料雑器には、 節会に 節 内膳司式に言う 御 血縁者も使用した。 巻十・十一 朱漆台盤は、 る。 会では他に、 帳 内 南殿南庇の 外 お 御 『江家次第』 の台盤 V 台盤 「日供」 て朱器が用いられたことは史料⑤でも 月・新嘗会装束に記事がある。 西第二 天皇の他、 御 「節会料」 と称する天皇のため 脚には 帳 に用いる朱漆椀も それは、 東の 巻 一 • 御帳の南西に「朱漆御台盤」それぞ 一間にも 親 「尋常料」 后宮や東宮・親王、 に当 正月・ 王 天皇の御物という性格を核 「朱漆御 公卿 たるのではない 元日宴会、 「尋常料」 を用 0 Ó 「諸節 台盤 座 台盤」二 0 前 が四 それによ 巻二・正 南 に通用する 斎院 他に ŧ かと考え 殿 脚 脚 を立 公卿料 南 あるこ 確 庇 認

の「朱台盤五脚」を立てて、饗饌を弁備した。

ができよう。される恩寵であり、かつ、その寵愛の深さが示されていると考えることされる恩寵であり、かつ、その寵愛の深さが示されていると考えること同じ朱塗りのものが使用されたことは、その饗宴が、天皇から公卿に施節会において、公卿料の台盤に天皇の日常の供御で使用される台盤と

できるのではないだろうか。 できるのではないだろうか。 を関が、正月大饗のなかに象徴的に表現されていたと説明づけることが な饗宴において、天皇主宰の宮廷儀礼と同じ朱塗りの饗膳具で官人を饗 表記を開いて太政官構成員を饗応することによって、藤原氏の筆頭公卿が、 下皇から唯一無二の厚い信任を得た存在として太政官を統率するという 大皇から唯一無二の厚い信任を得た存在として太政官を統率するという 大皇から唯一無二の厚い信任を得た存在として太政官を統率するとが できるのではないだろうか。

るとみることを否定する事実である。 臣でも藤氏長者なら朱器台盤を使用したことも、 朱器台盤のもともとの所有者が藤原冬嗣であったこと、 己認識であり、 ているように、 在として藤氏長者を理解することもできない。 も朱器台盤は使用したはずであり、 藤原実頼のように天皇の外戚でない者が藤氏長者である場合があるが、それで と同様に血縁関係から説明することはできない。それは、摂関期においても、 藤氏長者が朱器台盤を使用することについて、 決して天皇と同格ないし取って代わり得るような存在ではない。 天皇と同じものを使用するからと言って、 また貴族層の共通認識であった。その地位は天皇あってこその 臣下として天皇の治世を守り支えてきたというのが摂関家の自 外戚関係に左右されるものではないためで 先に藤氏長者について、天皇を補佐・教 『愚管抄』などに端的に示され 上皇や后宮・東宮・親王など 天皇に比肩する地位を表象す 摂関になっていない大 直ちに天皇と同等な存

よび貴族社会から求められる立場を表したものと言うべきであろう。台盤の使用は、実際の地位そのものではなく、藤原氏が『ウジ』として天皇おうな地位にいるとは限らない場合もあることを念頭に置いたものであり、朱器導する台閣の首班たることを「期待される」存在と表現したのは、現にそのよ

『平安宮廷の儀礼文化』吉川弘文館、二○一○年、初出は二○○○年〕)。
 末松剛「摂関家における服飾故実の成立と展開―赤色袍の検討を通じて―」被服学的研究」『大阪樟蔭女子大学論集』一、一九六三年〕一五八~一六○頁、後頭公卿)の装束と認識されていたことも参考となる(大丸弘「禁色聴許の天皇・上皇とともに摂関が着用した赤色袍が、内宴における「第一之人」

存在であると自己確証するための儀礼と考えることができる。で完結した行為であり、藤氏長者が自らを、天皇から特別な信任を得た一方、家司が奉仕する節供において朱器を使用するのは、家政組織内

別なものではないのである。 別なものではないのである。 別なものではない。節供自体は、『宇多天皇御記』寛平二(八九〇)年二『小右記』で確認できるにも関わらず、『御堂関白記』には一例も節供にめであろう。例えば、上記のように藤原道長が節供を行っていたことは断供朱器が記録に乏しいのは、「家」内部の内々の行事という性格のた

*

で使用されたと考えられることを論じた。それが藤原氏に対する天皇の厚い信任を表象する重宝として、大臣大饗めて指摘し、後半においては、「朱器」および「朱漆台盤」の性格から、では藤氏長者の朱器大饗が早くから存在した可能性の高いことをあらた本稿では、『小右記』にみえる朱器台盤の事例を手掛かりとして、前半

朱	器大饗・朱器節供・朱器台盤	渡り	事例一覧表	(ゴチック=朱器大饗)
	出 典	長者		備考
1	『小右記』永延1 (987) .1.19	兼家	大饗 (朱器)	寛和 2(986)摂政・長者
2	『御堂御記抄』長徳1(995).6.19		朱器台盤渡り	
3	『左経記』万寿 2(1025). 1. 19	頼通	大饗(台盤)	寛仁 1(1017)長者 寛仁 3 関白
4	『記録部類 臣下大饗』不知記	教通	大饗 (朱器)	康平7(1064)長者
	治暦 2(1066). 1. 22			(治暦4関白)
5	『水左記』承保 2(1075).10.2・3		朱器台盤渡り	
6	『台記』仁平 2(1152). 1. 26	師実	承保 3.1.19 朱器初度大饗	承保 2(1075)長者·関白
7	『後二条師通記』寛治 3 (1089)	師実	朱器大饗	1.22 大饗の舗設記事
	. 1. 21			寛治 2 太政大臣
_	『中右記』寛治 3.1.22			(応徳 3<1086>摂政)
8	『中右記』嘉保 1(1094).3.11		朱器台盤渡り	
9	『中右記』嘉保 2 (1095) . 1.19		朱器大饗	嘉保1関白·長者
10			朱器台盤渡り	rie to 4 E dy
11	『中右記』嘉承 2(1107). 1. 19		大饗(朱器)	康和1長者 長治2(1105)関白
12	『中右記』永久1(1113).1.16		大饗(台盤)	天永 3 (1112) 太政大臣
13	『長秋記』天承1(1131).1.19	忠通	朱器大饗	保安 2(1121)長者
	『御遊抄』			大治 4(1129)関白
14	『台記』久安 6 (1150) .9.26		朱器台盤渡り	
15	『台記』仁平1(1151).1.1		朱器節供	久安 6 (1150) 長者
16	『台記』仁平 2(1152). 1. 25・26	頼長	朱器初度大饗	久安 6 (1150) 長者
17	『兵範記』仁平 2. 1. 26	+= =	上軸にノルカルン	仁平 1.1 内覧
17	『兵範記』久寿 2 (1155) . 1. 21 『兵範記』保元 1 (1156) .7.19		大饗(台盤)	「無由緒」「新儀」
18 19			朱器目録奉覧 朱器台盤渡り	
20			朱器台盤渡り	
	『公卿鋪任』			
21	『玉葉』承安 1(1171). 1. 19	基房	朱器大饗	仁安 1 (1166) 長者
	『吉部秘訓抄』 ・一大臣大饗時弁	,		嘉応 2(1170)太政大臣
	少納言以下作法事・嘉応 3·1 経房卿 記			
22	『御遊抄』同(承安 3<1173>). 1. 13	基房	朱器大饗	承安2関白
23	『吉記』寿永 2(1183).12.1		朱器台盤渡り	
24	『玉葉』文治 2(1186).3.16	兼実	朱器台盤渡り	保安の先例あり
	『猪熊関白記』建久8(1197).1.1	基通	朱器節供	建久7関白・長者
26	九条家本『除目抄』紙背文書 建永1 (1206) 朱器大饗雑事	良経	朱器大饗	建仁 2 (1202) 長者·摂政 元久 1 (1204) 太政大臣 (元久 2 太政大臣辞任)
27	『民経記』寛喜 3(1231).7.5	教実	朱器台盤渡り	> 1 - 2 11-21 > 11-11 11-1
28			朱器節供	寛喜 3(1231)関白・長者
29	『玉蘂』嘉禎 2(1236).1.1	道家	朱器節供	文暦 2(1235)摂政・長者
30	『執柄初任間事』所引「嘉禎御記」 (嘉貞3〔1237〕.3)		朱器台盤渡り	
31	『資季卿記』仁治 3(1242).3.24 『後中記』仁治 3.3.25	良実	朱器台盤渡り	
32	『黄葉記』『岡屋関白記』 寛元 4(1246).1.28	実経	朱器台盤渡り	『黄葉記』に保安の先例 あり
33	『民経記』文永 4(1267).12.13	基平	朱器台盤渡り	
34	『民経記』文永 5(1268).12.26	基忠		
35	『勘仲記』正応 2(1289).4.21	家基		

・「大饗 (朱器)」「大饗 (台盤)」と「朱器大饗」の違いは、史料に「朱器大饗」 されているか否か、その表現がない場合は朱器と台盤どちらが記事にみえるかによる。 ・朱器台盤渡りは、朱器御覧のみ記載の事例もあるが(24·30·32·33·34)、それは①門外 に朱器台盤等持参 \rightarrow ②目録御覧 \rightarrow ③朱器少々を長櫃蓋に入れ御覧 $(5\cdot19\cdot23)$ 、の③のみ を記載したもので、内容が異なるわけではないため区別していない。18 は実物持参を 省略した事例。

関が導きだされるので、『蒭斤』は天皇を支える摂関家の地位を象徴する 踏まえるならば、 貢進された馬寮の馬が摂関家の河内楠葉牧などで飼育されていることを 台盤と並んで代々の藤氏長者が継承した蒭斤について、 藤氏長者の伝家の重宝を天皇との関係のなかで把握することは、 『蒭斤→天皇の馬の飼育者→天皇への奉仕者』という連 「東国の御牧から

する視角である および朱器台盤渡りの事例をまとめた表を参考として掲げておく。 『歴史学研究』 最後に、 第九二九号、二〇 (「書評 中 -込律子 五年] 平 安 時 五八頁)。 代 0 税 財

宝器と捉えられるのではないか」と指摘した勝山 不十分ながらこれまで確認できた朱器を使用する大饗と節 清次氏の提言とも共鳴 政構造と受領。」